

第127回福島市都市計画審議会

令和6年2月21日

福島市都市政策部都市計画課

議案第278号 県北都市計画道路の変更（案）について

（3・4・110号 国道114号線の都市計画決定の廃止）

（3・5・115号 須川町野田町線の都市計画決定の廃止）

（3・5・123号 山下町旭町線の都市計画決定の廃止）

議案第279号 県北都市計画道路の変更（案）について

（3・4・126号 北沢又丸子線の区域の変更）

議案第278号

県北都市計画道路の変更（案）について

（3・4・110号 国道114号線の都市計画決定の廃止）

（3・5・115号 須川町野田町線の都市計画決定の廃止）

（3・5・123号 山下町旭町線の都市計画決定の廃止）

長期未着手都市計画道路見直しについて

本市の都市計画道路には、既決定から50年以上経過しても未だに着手していない路線が多く、計画区域には長年建築制限が掛けられている。

今後の人口減少に伴う交通量の減少を踏まえ、事業の選択と集中を行い、既存ストックを活用しながら効率的なネットワーク形成を図るために見直しを行ったものである。

長期未着手都市計画道路見直しに伴う経過

令和3年度

11月 各路線の評価方法決定（第121回都市計画審議会）

5月 見直し案の策定（第122回都市計画審議会）

令和4年度

8月 地域代表者への説明

1月 パブリックコメント実施

3月 全体見直し案の決定（公表）

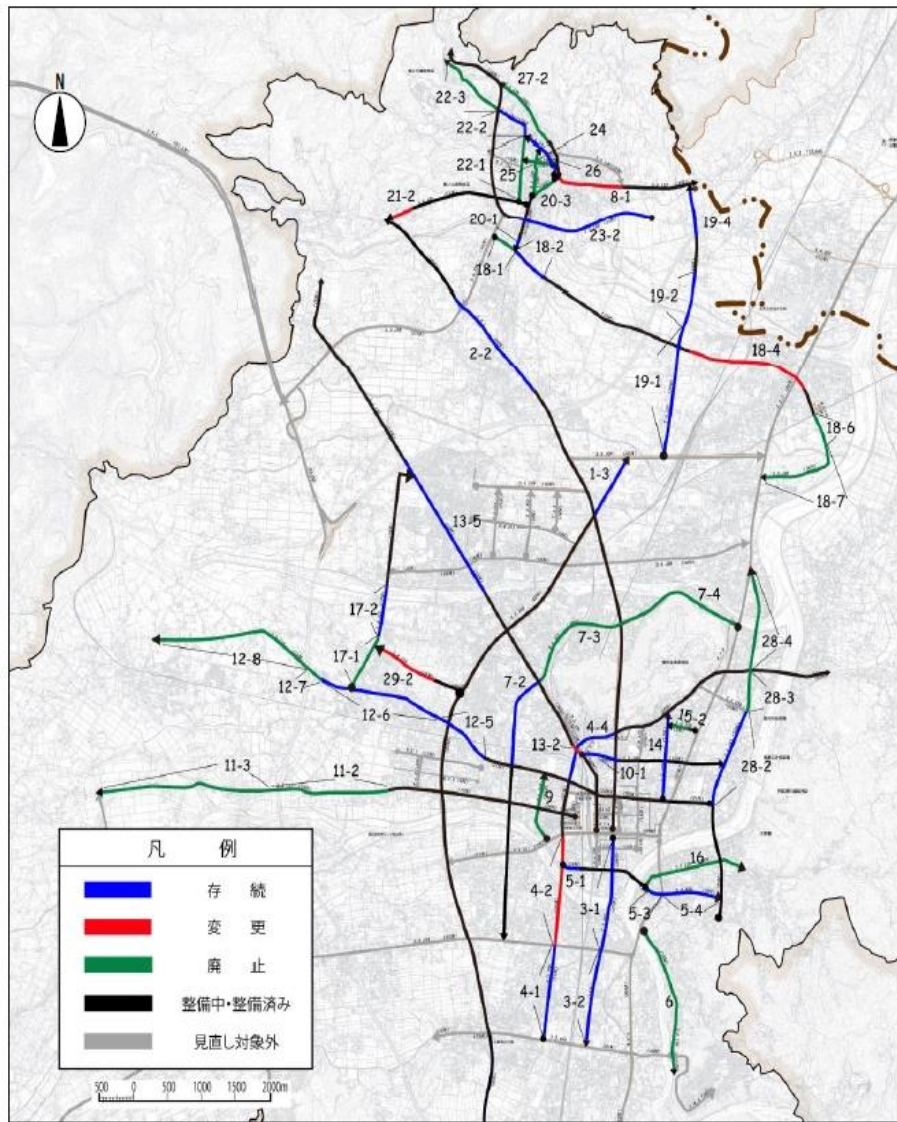
令和5年度

**11～
12月 権利者と周辺住民への説明会（3路線）**

令和6年度
以降

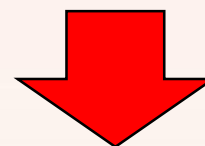
各々対象路線の都市計画変更手続きを進めていく

長期未着手都市計画道路見直しの決定内容



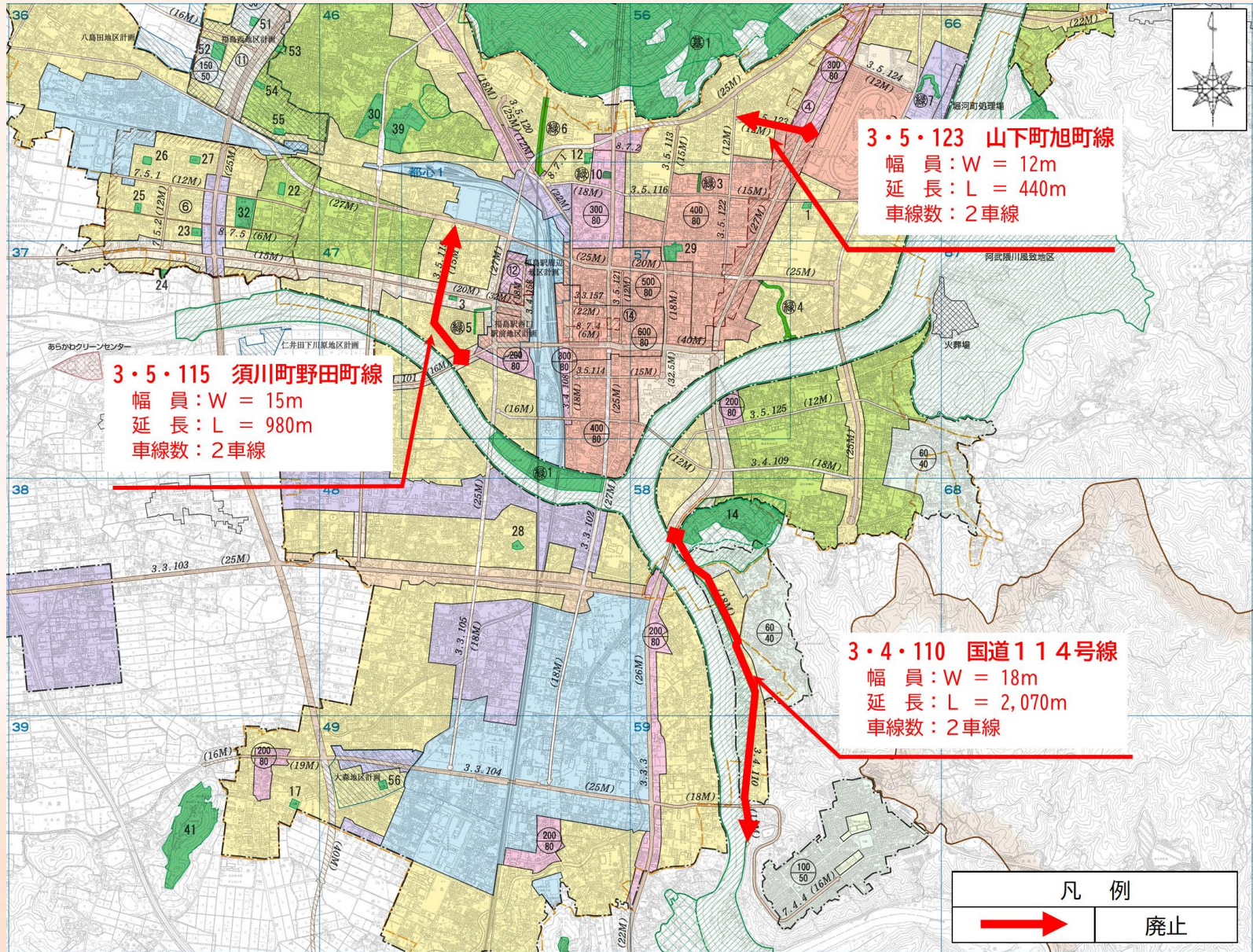
第122回都市計画審議会にて決定
(令和4年5月開催)

	路線数	区間	延長
見直し候補	29路線	53区間	約54.7km



	路線数	区間	延長
存続	19路線	27区間	約27.2km
変更	4路線	4区間	約2.9km
廃止	15路線	22区間	約24.6km

位置図



計画廃止路線の概要

3・4・110号 国道114号線

起 点 : 福島市渡利字岩下 (①)

終 点 : 福島市小倉寺字白山前 (②)

計画延長 : L = 2,070m

計画幅員 : W = 18m

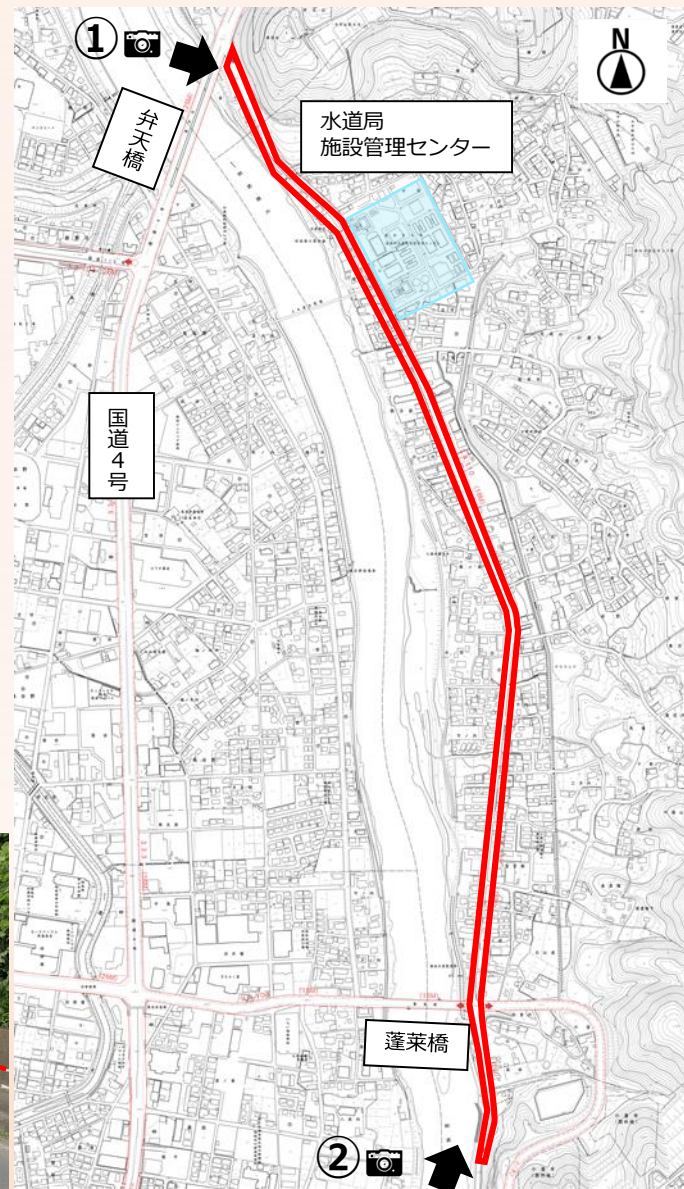
(現道 : 8~12m)

構 造 : 地表式 2車線

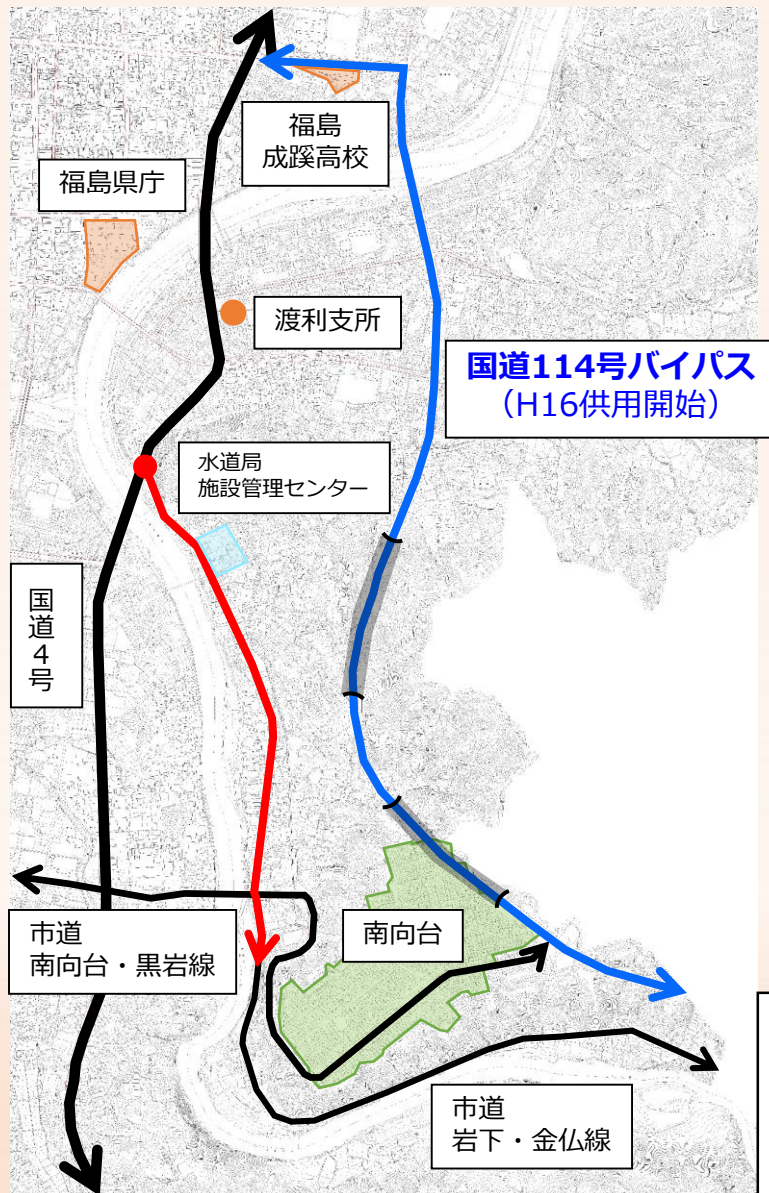
決定年月日 : 昭和26年2月6日

計画区域内 : 約 70 棟

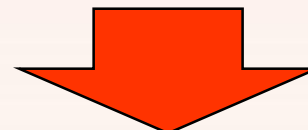
建築物数



計画廃止の理由 3・4・110号 国道114号線



国道114号バイパスの供用により、幹線道路としての機能が移行し、現道の拡幅の必要性がなくなったため。



当該路線の計画を廃止する

- 当該路線
- ↔ 代替路線
- ↔ 主要幹線

住民等への説明会

3・4・110号 国道114号線

日時：令和5年12月25日（月）昼夜2回開催

会場：渡利学習センター 講義室1・2

対象者：土地建物の権利者（158名：直接通知）

近隣住民（小倉寺町会へ通知を回覧）

参加者：17名（2回合計）

※欠席者（権利者）及び町会へ後日資料・要旨を送付・回覧

主な意見等：

○計画が廃止になった場合、当該区間の路線バスに影響はあるか。

→ 廃止によりバス運行には影響はない。

○計画を廃止しても、除雪や補修などに対応してほしい。

→ これまで通り、適宜対応していく。



反対意見等はなく、計画廃止について住民から理解を頂いた。

計画廃止路線の概要

3・5・115号 須川町野田町線



起 点 : 福島市須川町 (①)

終 点 : 福島市野田町三丁目 (②)

計画延長 : $L = 980\text{m}$

計画幅員 : $W = 15\text{m}$

構 造 : 地表式 2車線

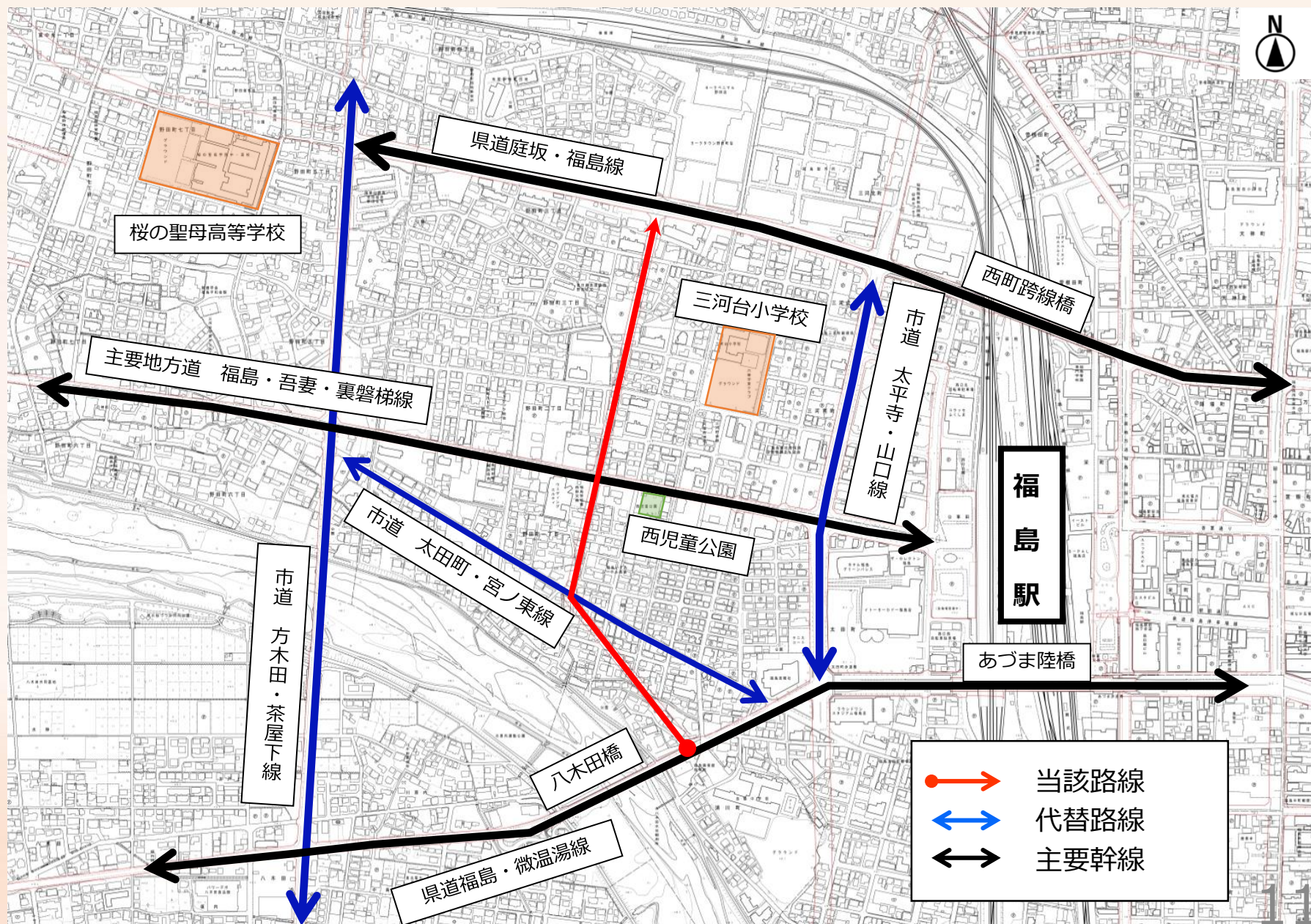
決定年月日 : 昭和42年10月9日

計画区域内 : 約80棟
建築物数

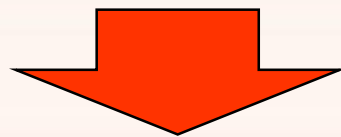


周辺道路網との関係

3・5・115号 須川町野田町線



- ①市道方木田・茶屋下線及び市道太平寺・山口線が代替路線として機能しており、道路ネットワーク上支障がないため。
- ②移転対象となる建物が約80棟あり、整備に伴い地域コミュニティが分断されるため。



当該路線の計画を廃止する

日時：令和5年11月13日（月）昼夜2回開催

会場：三河台学習センター 大ホール

対象者：土地建物の権利者（133名：直接通知）

近隣住民（3町会へ通知を回覧）

参加者：22名（2回合計）※欠席者（権利者）へ後日資料・要旨を送付

主な意見等：

○見直しは今後定期的に行われていくのか。

→ 今回が初めての見直しだが、今後は社会情勢などにより見直しを行う可能性はある。

○計画区域内での建築制限は、いつからなくなるか。

→ 計画の廃止が告示の日から制限がなくなる。



反対意見等はなく、計画廃止について住民から理解を頂いた。

計画廃止路線の概要

3・5・123号 山下町旭町線

起 点 : 福島市山下町 (①)

終 点 : 福島市旭町 (②)

計画延長 : L = 440m

計画幅員 : W = 12m

(現道 : 6~12m)

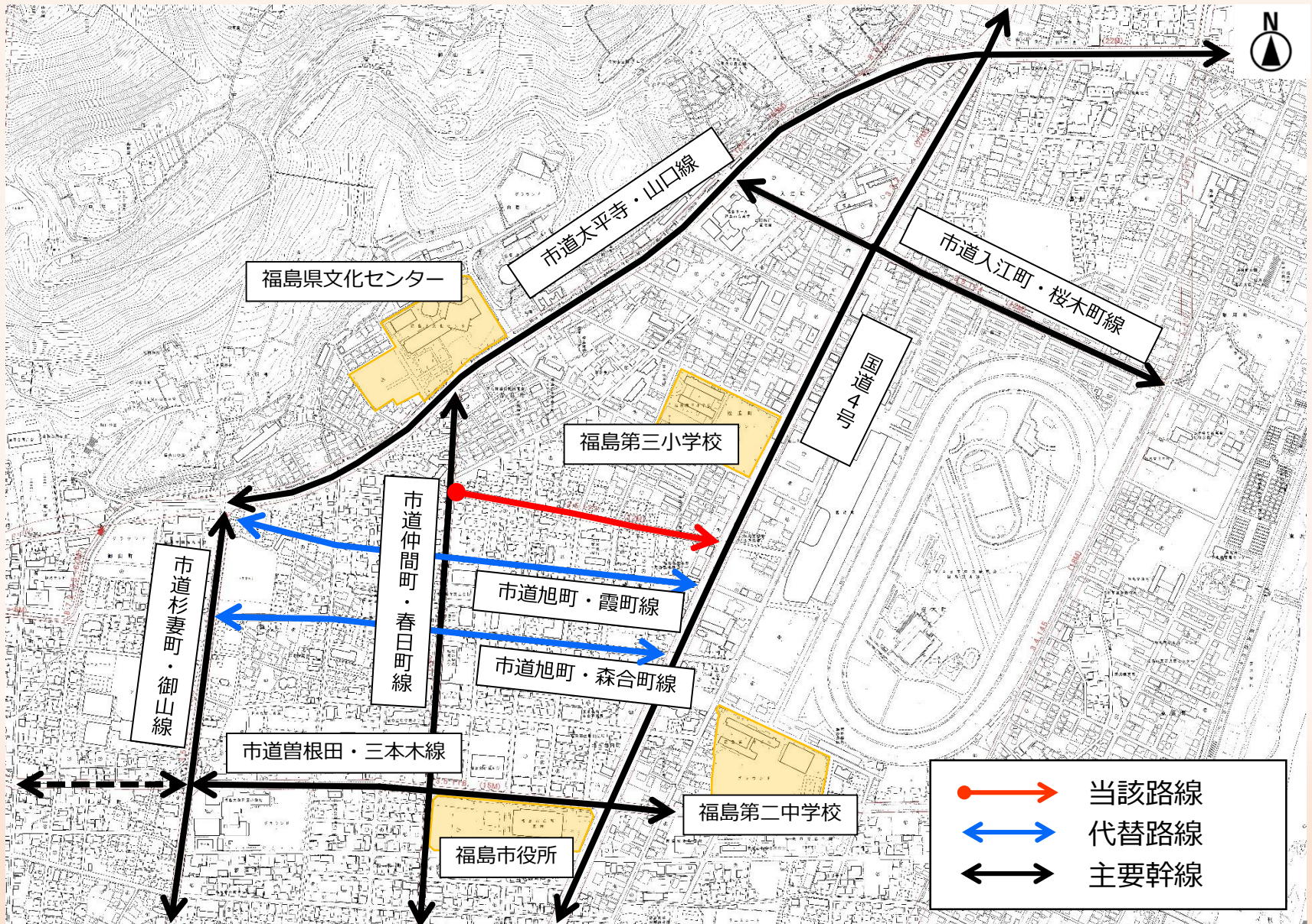
構 造 : 地表式 2車線

決定年月日 : 昭和26年2月6日

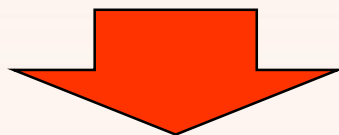
計画区域内 : 約20棟
建築物数



周辺道路網との関係 3・5・123号 山下町旭町線



当該道路と並行する市道旭町・霞町線、市道旭町・森合町線が代替路線として機能しており、道路ネットワーク上支障がないため。



当該路線の計画を廃止する

日時：令和5年11月27日（月）昼夜2回開催

会場：市民会館 2階第2ホール

対象者：土地建物の権利者（56名：直接通知）
近隣住民（4町会へ通知を回覧）

参加者：9名（2回合計）

※欠席者（権利者）へ後日資料・要旨を送付

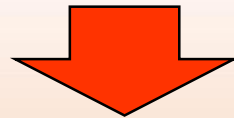
主な意見等：

○見直しにより現道はなくなるのか。

→ 計画の廃止のみなので、現道はそのままとなる。

○今後、他の廃止路線はいつ廃止になるのか。

→ 来年度以降、3～5年程度で順次手続きをすすめていく。



反対意見等はなく、計画廃止について住民から理解を頂いた。

変更手続きの経過及び今後の予定

- 令和6年 2月 2日 都市計画案の公告・縦覧開始
- 2月16日 縦覧終了（意見書無し）
- 2月21日 福島市都市計画審議会の開催**
- 2月下旬 審議会より市長へ答申
- 福島県（都市計画課）と最終協議
- 3月中旬 都市計画決定の告示縦覧

議案第279号

県北都市計画道路の変更（案）について （3・4・126号 北沢又丸子線の区域の変更）

計画道路の概要

3・4・126号 北沢又丸子線（北沢又工区）

本路線は、国道4号と主要地方道福島飯坂線を結ぶ、市内北部の東西ネットワークを形成する重要な幹線道路である。

当該区間の整備により、重要幹線道路網を形成し都市交通の円滑化を図るとともに、地域の活性化と交通安全等に寄与するため整備を行う。

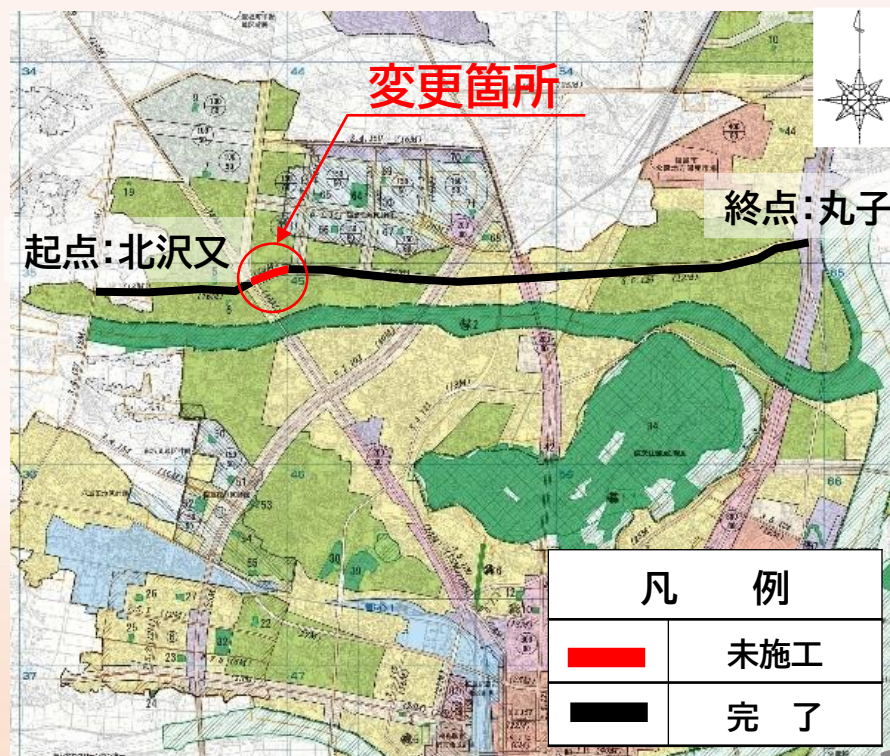
【事業概要】

延長：L = 316.9m

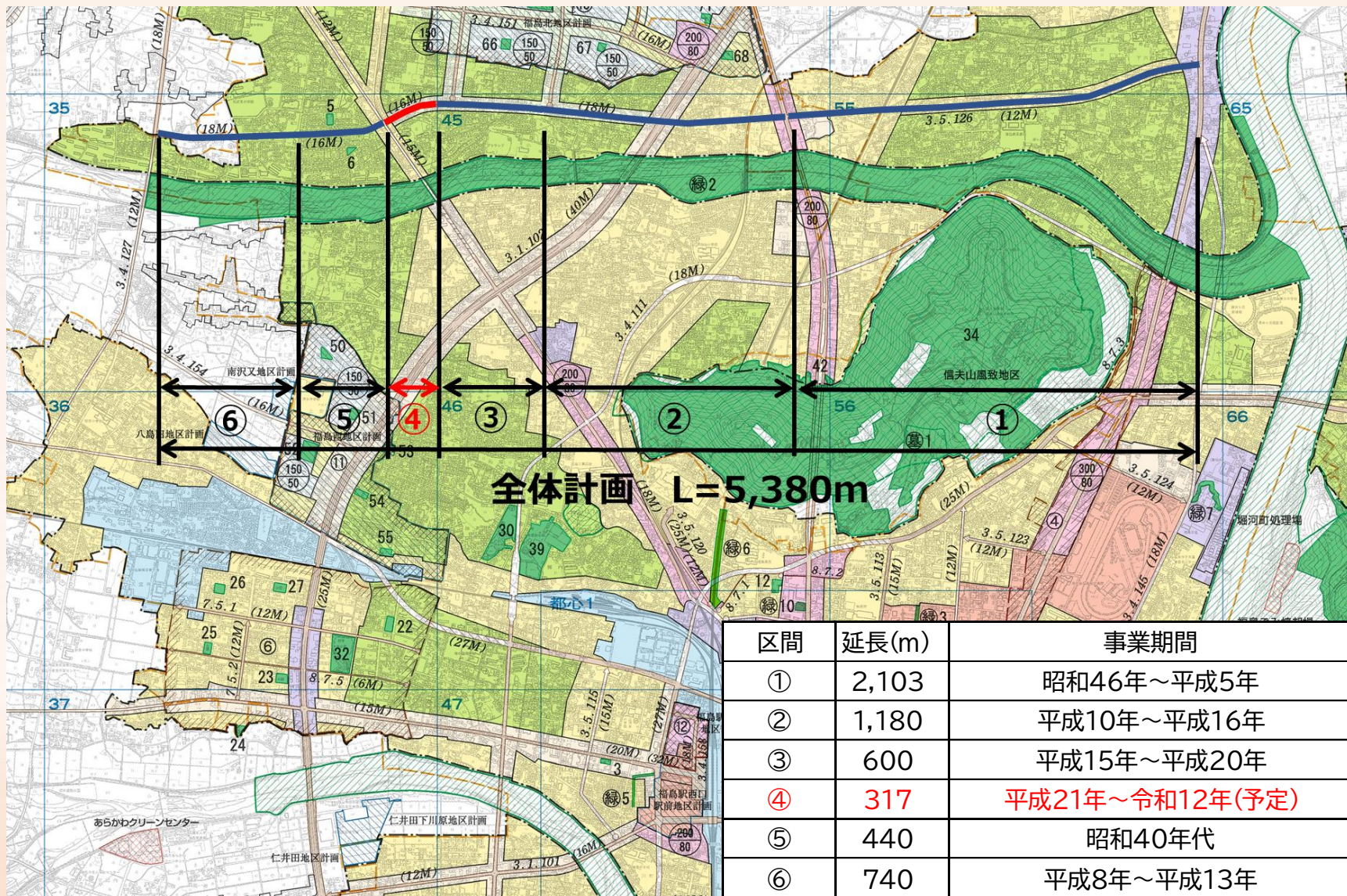
幅員：W = 17.0m
(車道10m、歩道7m)

箇所：福島市北沢又字八計
外地内

事業認可期間（予定）：
令和6年度から令和12年度
(2024~2030年度) の7年間



当該道路の整備経過



計画図



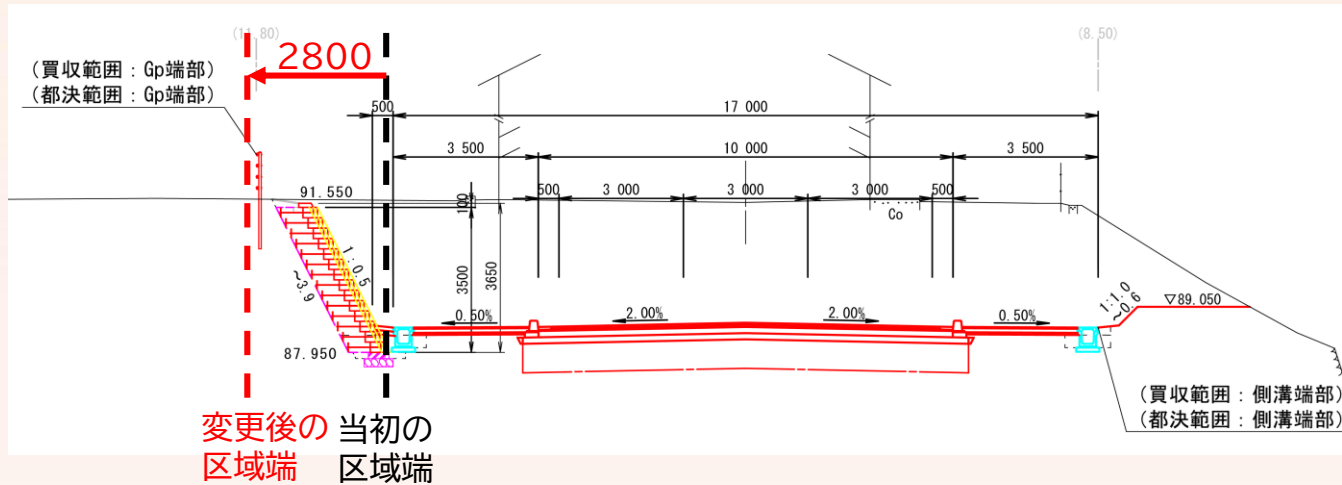
現況写真



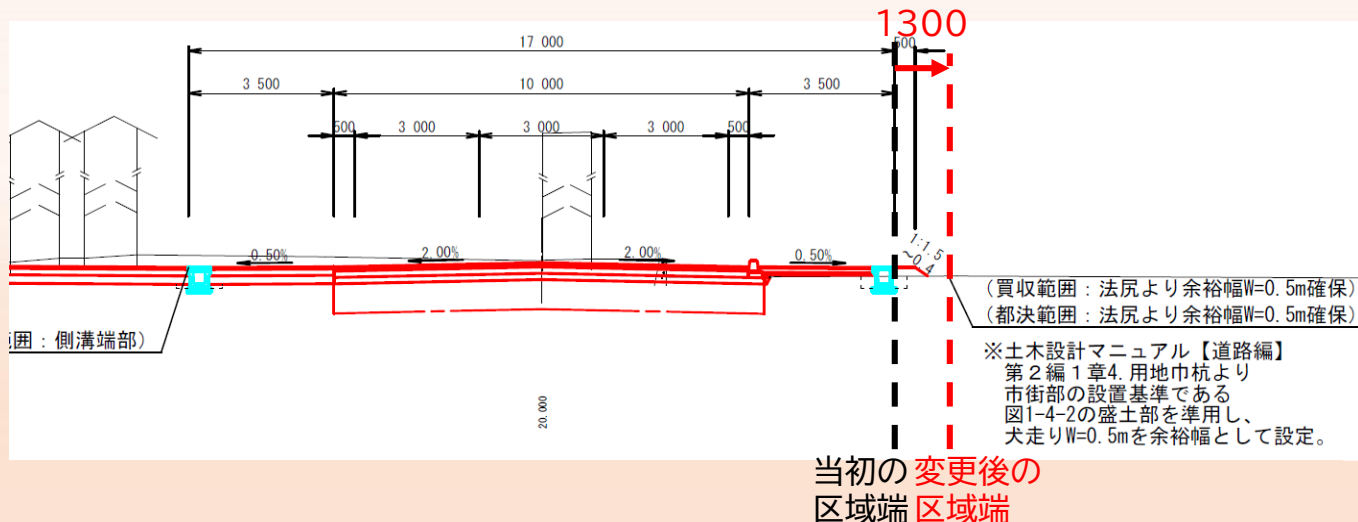
【変更理由】
従来地盤と高低差が生じることから、
擁壁及び盛土としての整備が必要であるため
※計画に追加する面積：A=264m²

横断図

●No6:擁壁及びガードフェンスを含めた範囲(W=2.8m)を広げる。



●No9:路肩盛土及び犬走りを含めた範囲(W=1.3m)を広げる。



変更の理由

当該箇所については計画道路と従前地盤との高低差が大きく、擁壁及び盛土を整備するにあたり必要な部分を道路区域として追加するものである。

変更手続きの経過及び今後の予定

令和5年	10月18日	関係町会長への事業内容説明
令和6年	1月11日	都市計画公聴会の開催 (公述人なし)
	2月 2日	都市計画案の公告・縦覧開始
	2月16日	縦覧終了(意見書無し)
	2月21日	福島市都市計画審議会の開催
	2月下旬	審議会より市長へ答申 福島県(都市計画課)と最終協議
	3月中旬	都市計画決定の告示縦覧